



障害者雇用を『人財』に 事業主の皆さまの障害者雇用を応援します

重度障害者等が働く職場でのヘルパー委託料等を支援し、**企業の負担を軽減**するとともに**ダイバーシティ経営**を後押しします。

	支給対象となる介助	JEED		相模原市 重度障害者等 就労支援特別事業
		重度訪問介護 サービス利用者等 職場介助助成金	重度訪問介護 サービス利用者等 通勤援助助成金	
業務に 関する 介助	■ パソコンの準備・入力 ■ 代筆・代読 ■ 書類の整理 ■ 業務上の移動・外出の付き添い ※障害特性のために行うことができない作業の代行に限る ※ヘルパーが本人に代わって判断する業務は対象外	○	×	×
業務外に 関する 介助	■ 食事・トイレの介助 ■ 座位の保持・体位の変換 ■ 安全確保のための見守り ■ たんの吸引(研修を受けた場合に限り)等	×	×	○
通勤 介助	■ 徒歩 ■ 公共交通機関 ※タクシー・ 介護タクシーは 対象外	×	○ ※年度ごとに3か月目まで	○ ※4か月目以降

※いずれの制度についても年度ごとに申請が必要です

◎対象者(次の全てに該当する方)

- ✓ 相模原市内に居住している方
- ✓ 障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている方
- ✓ 所定労働時間が10時間以上／週を年度内に目指す方

※相模原市重度障害者等就労支援特別事業は、JEEDの助成金の交付を受けた場合のみ利用できます。※すでに所定労働時間が10時間以上／週の方を含みます。
※就労継続支援A型事業所の利用者、公務員等の公務部門に雇用される方その他これに準ずる方は対象外です。

障害福祉
サービスの
内容は
こちらから



◎支給額

		JEED		相模原市重度障害者等 就労支援特別事業
		重度訪問介護サービス利用者等 職場介助助成金	重度訪問介護サービス利用者等 通勤援助助成金	
企業	中小企業	サービス委託料について、次のいずれか低い額 ■ 10分の9 ■ 15万円／月	サービス委託料について、次のいずれか低い額 ■ 10分の9 ■ 8.4万円／月	支給なし
	中小企業以外	サービス委託料について、次のいずれか低い額 ■ 5分の4 ■ 13.3万円／月	サービス委託料について、次のいずれか低い額 ■ 5分の4 ■ 7.4万円／月	支給なし
利用者		支給なし	支給なし	業務外に関する介助の提供 ※給付費は、ヘルパーが属する事業所に直接振込



※ JEEDの助成金による支給額を超えるサービス委託料は企業負担となります。※相模原市重度障害者等就労支援特別事業については、利用者に対してその世帯収入に応じた額を負担いただくことがあります。

ホームページ及び問い合わせ先

相模原市の事業全般



相模原市役所 高齢・障害者支援課
TEL 042-769-8355
または相模原市公式ホームページで
「1032701」を検索

JEEDの助成金



JEED神奈川支部
高齢・障害者業務課
TEL 045-360-6010
二次元コードまたはJEEDホームページで助成金の名称を検索



JEED東京支部
高齢・障害者窓口サービス課
TEL 03-5638-2284